

社会福祉学としての司法福祉学／刑事司法 ソーシャルワーク論の構築を目指して

掛川 直之
(福祉学科教員)

I. わたしの研究テーマ

わたしは、①学問（社会福祉学）としての司法福祉学理論の構築、②司法福祉学理論と刑事司法ソーシャルワーク臨床との架橋を志向する刑事司法ソーシャルワーク論の創設、③犯罪行為からの離脱を支える地域づくりという、3つを柱とした研究をおこなっている。

こうした研究の基本的な姿勢は、家庭裁判所や保護観察所といった刑事司法機関が主体となる（有権的な）ケースワークではなく、あくまで、刑事司法領域を臨床フィールドとして、ソーシャルワーカーによる「人びとが生活していく上で問題を解決なり緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高める」という本来的な意味でのソーシャルワークを志向する、というところにある。

近年は、主に、受刑経験者の生活史を手がかりに、犯罪からの社会復帰とは何かを問い、累犯者が犯罪行為を手離して生きることを支える仕組みについて検討するとともに、大阪・名古屋・東京を中心とした調査・研究を継続しつつ、出所者を支える地域づくりの実践にも積極的にとりくんでいる。

さらに、地域生活定着促進事業や地域再犯防止推進計画の動向にも注視しながら、随時、国内外の刑事司法福祉政策や刑事司法ソーシャルワークのリアルを把握するためのフィールドワークをおこない、社会福祉学の立場から刑事司法と福祉に関連する研究を進めている。

II. 研究テーマとのであい

刑事司法の領域に関心をもつようになったのは、わたしが法学部・ロースクールの出身である、ということに端緒がある。わたしが在籍した大学では、刑事政策学・犯罪学の研究領域を牽引されてきた石塚伸一先生や浜井浩一先生といった先生方がおられ、最先端のゼミナールや授業を受講することができた。また、そ

うした環境下で、さまざまな体験をさせていただくなかで、「現在の日本の刑事司法手続きでもし自分が裁かれることになったら……」という問題意識を生成することができたことが大きい。

そして、犯罪加害経験者や犯罪被害経験者、そして、そのご家族や冤罪被害経験者等、多くの「当事者」といわれるかたがたのお話を聴かせていただくなかで、おそらく誰しもがもつ犯罪加害行為にかかる「当事者性」に気がつくことができ、わがこととして刑事司法の問題を考えることができるようになっていった。こうして、刑事法学のおもしろさに魅せられる一方で、次第に、法学的なアプローチでは、犯罪行為者に表面的な「反省」を促し、刑務所に隔離して一件落着となってしまう、犯罪行為の背景にあるはずのさまざまな「生きづらさ」には迫ることができず、何の「解決」にもなっていないのではないかと考えるようになった（その後の研究において、必ずしも「解決」する必要はないのだということに気がついたのだが……）。

そこで、わたしは、まず、犯罪現象を正確に理解する視点を修得すべく大学院において、学びの視点を転換することとした。修士課程では鳥和博先生のもとで社会学を学び、ついで博士課程では全泓奎先生のもとで都市論や社会福祉学的な視点を学びはじめた。博士課程在籍時から、大阪市立大学都市研究プラザにおいて特別研究員としての活動を並行しておこなわせていただくなかで、比較都市論や都市地理学的なパースペクティブに触れることができたのも大きな財産になっている。その後、日本学術振興会特別研究員、立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員にもご採用いただくことができ、研究に専念する環境を整えることができたのもわたしにとっては幸運なことであったといえる。

博士号を取得した後は、刑事司法ソーシャルワークの専門機関である大阪府地域生活定着支援センターにおいて、ソーシャルワーカーとして参与観察する機会に恵まれ、山田真紀子所長を中心とする経験豊かなソーシャルワーカーの諸先輩方から刑事司法ソーシャルワークの基礎を学ぶ機会にも恵まれた。ソーシャルワークの倫理と価値とが鋭く問われる刑事司法ソーシャルワークの現場で、ソーシャルワーカーとして活動することができたことは、わたしの研究のあり方を左右するターニングポイントになった。

東京都立大学人文社会学部人間社会学科社会福祉学教室助教を経て、現職につながるわけであるが、よく言えば学際的な、わるく言えばどっちつかずなわたしが、社会福祉学の研究者としての一步を踏み出すことができたのは、社会福祉の諸領域において第一線で活躍されている社会福祉学教室の先生方のもとで教員としての生活をスタートすることができたことによるものである。

Ⅲ. これまでの研究成果

主なこれまでの研究成果としては、

掛川直之著 (2020)『犯罪からの社会復帰を問いなおす：地域共生社会におけるソーシャルワークのかたち』旬報社

掛川直之編著 (2018)『不安解消！出所者支援：わたしたちにできること』旬報社

掛川直之・飯田智子編著 (2022)『出所者支援ハンドブック：刑事司法ソーシャルワークを実践する』旬報社

があげられる。出所者支援にとりくむ実践家・研究者の論考を編んだ『不安解消！出所者支援』を入門編、わたしが大阪市立大学に提出した博士論文をもとに書き上げた『犯罪からの社会復帰を問いなおす』を理論編、出所者支援の第一線で活躍する実践家・研究者の論考を編んだ『出所者支援ハンドブック』を実践編、と位置づけている。

Ⅳ. 現在進行形でとりくんでいる研究

現在、わたしがとりくんでいる研究の核となっているのは、「再犯の有無を評価基軸に置かない刑事司法ソーシャルワークの地域展開に関する調査研究」(日本学術振興会 若手研究 2022年4月 - 2026年3月)(研究代表者：掛川直之)である。本研究は、大阪府地域生活定着支援センターと協働した①福祉施設における出所者の受入れ／受入れ中断にかんする調査、②当事者研究の手法を用いた出所当事者・支援当事者に対する調査、③全国の地域生活定着支援センターにおける各々の支援方法・支援ネットワークにかんする調査によって構成されている。

つぎに、「刑事裁判の弁護活動へのソーシャルワーク専門職の関与のあり方に関する総合的研究」(日本学術振興会 基盤研究 (B) 2021年4月 - 2025年3月)(研究代表者：藤原正範)がある。本研究は、①全国の弁護士会と社会福祉士会との協定にもとづく入口支援の実践調査、②名古屋地裁刑事裁判傍聴にもとづく被告人の福祉的ニーズ暗数調査によって構成されている。

さらに、「新自由刑と無期受刑者処遇に関する総合的研究：日本型行刑における拘禁刑の社会化」(日本学術振興会 基盤研究 (B) 2023年4月 - 2026年3月)(研究代表者：石塚伸一)や「長崎刑務所における知的障害者受刑者処遇・支援モデル事業の効果検証等に関する調査研究」(法務省矯正局 + 日本福祉大学ソーシャルインクルージョン研究センター連携協定事業 2022年10月 - 2027年9月)などにも参画する機会を得ている。

くわえて、持続可能な司法福祉「学」の確立に向けた教育のあり方、都市研究の視点を生かした施設コンフリクトの研究、隣保館機能の出所者支援への応用、再犯防止推進計画のもとでのコミュニティの課題、刑務所における福祉的支援の日韓比較等についても、それぞれ共同研究のかたちをとってとりくみつつ、社会福祉学としての司法福祉学/刑事司法ソーシャルワーク論の構築、そして何よりも本当の意味での「共生社会」の実現を目指していきたいと考えている。